

# 補助事業対象要件確認表

## 【老朽危険空き家解体事業】

補助事業に関する要件の概要は、以下のとおりです。

このチェック表は、要件の概要を示したものであり、参考チェック表となります。  
 全て該当した場合においても、申請時の書類審査において対象外となる可能性もあります。  
 不明な点がある場合には、申請前に一度事前相談をしていただくようお願い致します。

### 1. 補助対象となる空き家

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
1-1		空き家は、市内に所在している。	第2第1項第1号
1-2		空き家は、1年以上使用されていない。	第2第1項第1号
1-3		空き家は、【戸建住宅】・【1/2以上が住宅である併用住宅】・【長屋建住宅】のいずれかに該当する。 ※長屋建住宅は、1棟(全戸)が空き室である場合 又は それぞれの住戸が別個の建築物である場合の空き住戸(隣接する住戸との界壁が2重壁である場合など)のみ対象	第2第1項第1号
1-4		空き家は、事前調査において「老朽危険空き家」として市長が認めたものである。	第2第1項第2号 第6第1項

### 2. 補助対象となる申請者

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
2-1		申請者は、個人である。	第3第1項
2-2		申請者は、空き家の登記記録又は固定資産課税台帳に所有者又は共有者として記録されている者又はその相続人である。	第3第1項第1号 第2第1項第5号
2-3		申請者は、交付申請する日の属する年の前年(1月1日から6月30日までの間にあっては、前々年)の収入金額又は所得金額が次の金額以下である。 ・収入金額:1,442万円(給与所得のみの者) ・所得金額:1,200万円(その他の者)	第3第1項第2号
2-4		<u>《空き家の共有者及び相続人がいる場合》</u> 全ての共有者及び全ての相続人のそれぞれの者が、交付申請する日の属する年の前年(1月1日から6月30日までの間にあっては、前々年)の収入金額又は所得金額が次の金額以下である。 ・収入金額:1,442万円(給与所得のみの者) ・所得金額:1,200万円(その他の者)	第3第1項第2号
2-5		申請者は、長野市の市税を滞納していない。	第3第1項第3号
2-6		<u>《空き家の共有者及び相続人がいる場合》</u> 全ての共有者及び全ての相続人は、長野市の市税を滞納していない。	第3第1項第3号
2-7		申請者は解体工事に関し、本事業の補助金及び国又は地方公共団体等による他の補助金、助成金等の交付を受けていない。	第3第1項第4号

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
2-8		申請者は、補助事業が完了した後の敷地を適切に管理することができる。	第3第1項第5号
2-9		申請者は、暴力団関係者ではない。	第3第1項第6号
2-10		<u>《空き家の共有者及び相続人がいる場合》</u> 全ての共有者及び相続人は、暴力団関係者ではない。	第3第1項第6号
2-11		<u>《空き家の共有者及び相続人がいる場合》</u> 全ての共有者及び相続人から、解体についての同意を得ている。	第3第1項第7号
2-12		空き家が存する土地の所有権を有する全ての者から、解体についての同意を得ている。	第3第1項第8号
2-13		解体工事は、次のいずれかに該当する業者と契約する予定である。 ・建設業の許可を受けた者(土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による解体工事業者の登録者	第3第1項第9号
2-14		空き家には、所有権以外の権利(抵当権等)が設定されていない。	第3第1項第10号

### 3. 補助対象となる工事

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
3-1		空き家及びその敷地内の建築物、工作物、立木、その他土地に定着する全てのものを解体し、更地にする工事である。	第2第1項第3号 第4第1項の表
3-2		現在、解体工事に着手(契約行為や工事着手等)していなく、交付決定を受けるまで着手(契約行為や工事着手等)しない。	第4第2項
3-3		解体工事は、公共事業等の補償の対象となっていない。	第4第3項

### 4. 補助金交付申請に関する要件

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
4-1		補助対象経費の消費税及び地方消費税額は、次のとおりとしている。 ・“仕入れ税控除”の非対象者：補助対象経費は税込で算出 ・“仕入れ税控除”の対象者：補助対象経費は税抜で算出	第4第1項
4-2		補助対象経費には、解体工事以外のもの(家財道具等残置物の処理費や跡地整備費等)を含んでいない。	第4第1項の表
4-3		補助金交付申請日は、申請期限(事前調査において特定空家等として認められた日の翌年度の12月28日)を越えていない。	第6第4項 第7第3項第1号
4-4		補助金交付申請日は、申請書を提出する年度の1月31日までに実績報告書を提出するための日数が確保されている。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ※実績報告書は、工事完了後に全ての支払い及び必要書類の整理が完了した後提出するもの           </div>	第9第3項第1号